

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会

## 専門医の認定について

[専門医の資格について](#)    [専門医認定試験の申請について](#)  
[専門医志向者の研修登録について](#)

### 日本耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医の資格について

#### 専門性に関する資格の取得条件

1. 日本国の医師免許を有する者。
2. 連続して3年以上、日本耳鼻咽喉科学会の正会員である者。
3. 日本耳鼻咽喉科学会が基準に基づいて認可した耳鼻咽喉科専門医研修施設において、研修カリキュラムに従い臨床研修終了後4年以上の専門領域研修（そのうち3年以上は耳鼻咽喉科専門医研修施設における研修でなければならない。）を修了した者。

#### 適正な試験の実施

専門医認定試験実施要項に基づき以下の審査を行う。

1. 本学会へ提出された専門医認定申請書、履歴書、医師免許証（写）、認可研修施設における研修修了証明書、臨床記録および研究業績リストに基づき専門医制度委員会において受験資格の有無を審査する。
2. 前項の資格審査に合格した者に対して、試験委員会は2日間にわたる筆記試験、小論文、口頭試問の出題と採点を行う。

#### 定期的な更新制度

1. 専門医の認定更新時期  
 専門医の認定を受けた者は、5年ごとに認定の更新を行う。
2. 専門医の認定更新基準  
 ア) 本学会が主催または認可した学術集会、講習会等において一定単位以上出席した実績を有すること。  
 イ) ア)に該当しない場合であっても、著書、論文、学会発表、研修会講師、自己研修を勘案して相当の研修実績をあげたと評価しうること。  
 ウ) 年間50単位以上の研修実績を必要とし、そのうち、学術集会等に関する単位は年間40単位以上を必須とする。なお、学術集会参加実績の最小単位は5である。

[このページの先頭へ戻る](#)

## 日本耳鼻咽喉科学会専門医制度による平成26年度認定試験の申請について

日本耳鼻咽喉科学会専門医制度規則第9条に基づき、平成26年度認定試験を実施いたします。認定を希望する者は、下記要領により必要書類に審査料を添えて申請してください。

記

### 1. 資格

次のいずれにも該当すること

1. 日本の医師免許を有する者（第102回以前の医師国家試験合格者）
2. 専門医認定申請時において、引き続き3年以上学会正会員である者
3. 認可された耳鼻咽喉科専門医研修施設において、定められた研修カリキュラムに従い、専門領域研修を終了した者（専門医制度規則参照のこと）

### 2. 提出書類

1. [専門医認定申請書](#)
2. [履歴書](#)
3. 申請書類受領通知はがき（必ず送付先を表記のこと）
4. 受験票（氏名、所属地方部会名、性別、生年月日を記入、写真貼付のこと）
5. 医師免許証（コピー）
6. 臨床研修修了登録証（厚生労働省が発行したもののコピー、第98回以降の医師国家試験合格者のみ必要）
7. 専門研修施設における専門研修修了証明書（研修記録簿1頁にあります）
8. 研修記録簿

※1～4→各地方部会長のもとにありますので所属地方部会長にご請求ください。

### 3. 審査料

30,000円（資格審査料 10,000円、受験料 20,000円）

### 4. 受付期日

平成26年4月1日より同年4月30日まで（期日厳守）

### 5. 提出先

所属する地方部会長

## 6. 試験日および試験内容

平成26年

8月1日（金曜日）

10時～12時 筆記試験（記述式8題）

13時30分～15時30分 筆記試験（多肢選択100題）

16時～17時 小論文

8月2日（土曜日）

9時30分～15時 面接

## 7. 試験場

東海大学校友会館（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル35階）

**8.** 所属地方部会長より日本耳鼻咽喉科学会事務局へ申請書が届きましたら、6月中旬に受理通知をお送りいたします。また、受領の審査終了後6月下旬に受験票、受験案内などをお送りします。

【注】ご不審の点があれば日本耳鼻咽喉科学会事務局内 専門医制度委員会宛必ず文書にてお問い合わせください。

[このページの先頭へ戻る](#)

## 日本耳鼻咽喉科学会認定耳鼻咽喉科専門医志向者の研修登録について

専門医を志向して認可研修施設において研修中の方々の実態を正確に把握し、諸種の連絡を円滑にするため、専門研修を始める方々は必ず次の手続きをしてください。

1. [日本耳鼻咽喉科学会への入会](#)
2. [研修登録申請書](#)の提出

**請求先：** 研修登録申請書は認可研修施設の研修指導責任者に、入会申込書は地方部会にご請求ください。

**提出先：** 入会申込書および研修登録申請書はいずれも地方部会長に提出してください。

登録申請の対象者は下記の方々です。

1. 第97回以前の医師国家試験合格者で、専門研修を開始する方
2. 第98回以降の医師国家試験合格者で、かつ2年間の臨床研修を修了後、専門研修を開始する方

研修申請者には、研修実績を記載する研修記録簿<sup>【注】</sup>をお送りしますので、すみやかに申請してください。

【注】 上記登録申請対象者1、2によりお渡しする研修記録簿が異なります。  
ご不審の点があれば日本耳鼻咽喉科学会事務局専門医制度委員会宛に必ず文書にて  
お問い合わせください。

2013年3月1日掲載

Copyright © The Oto-Rhino-Laryngological Society of Japan, Inc. All rights reserved.